



# 埼玉県報

第 2971 号  
平成 30 年(2018 年)  
1 月 26 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 埼玉県土地利用基本計画の変更（土地水政策課）
- 鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 幸手都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 幸手都市計画事業道仏土地地区画整理事業の換地処分（市街地整備課）
- 県道所沢狭山線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道熊谷児玉線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道針ヶ谷岡線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道西金野井春日部線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道西金野井春日部線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

# 告示

## 埼玉県告示第五十二号

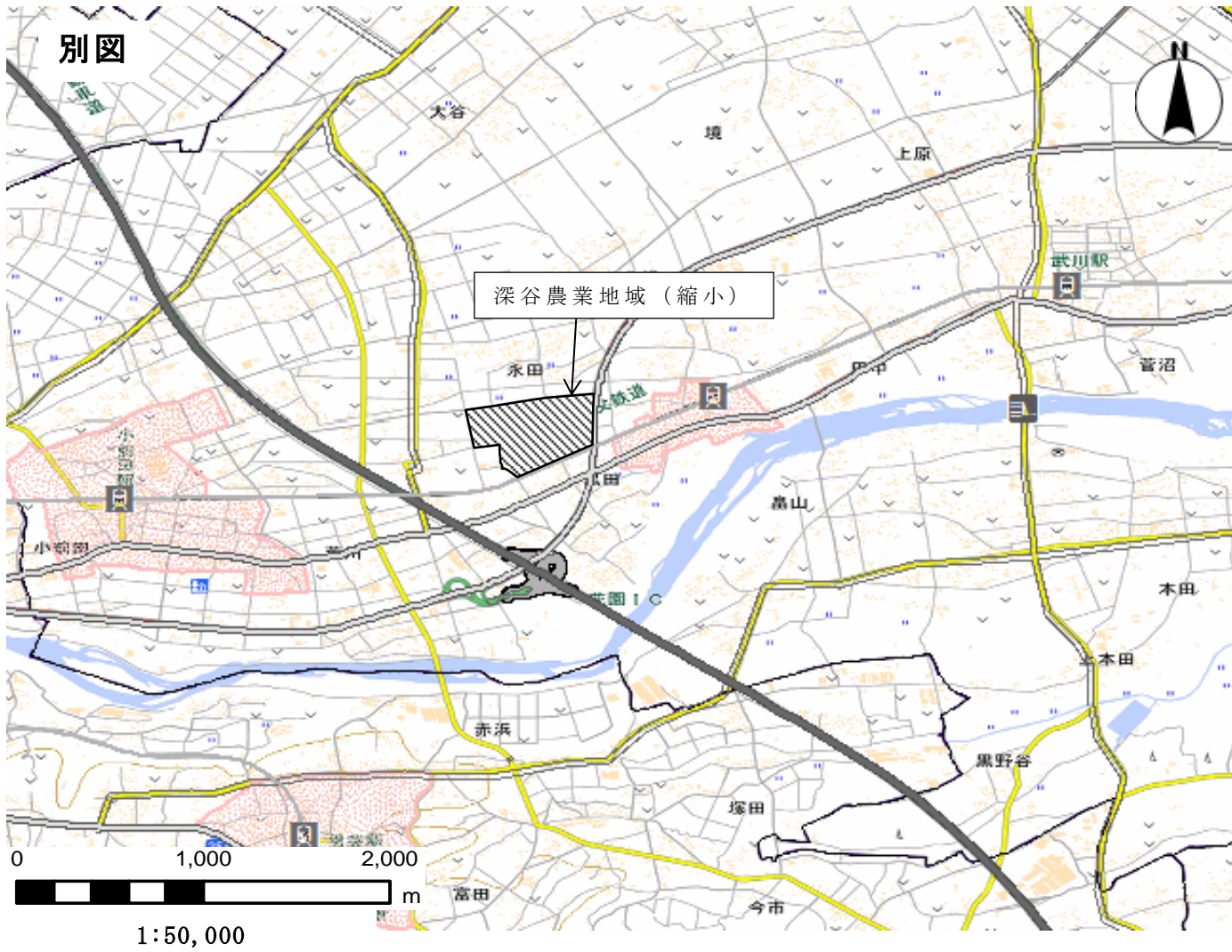
埼玉県土地利用基本計画を平成三十年一月二十六日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

深谷市の区域

別図のとおり、農業地域二十九ヘクタールを縮小



## 告 示

### 埼玉県告示第五十三号

鴻巣市から鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五十四号

上尾市から上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

草加駅高架下店舗

埼玉県草加市氷川町千九百七十外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 秋本食品株式会社 代表取締役 秋本幸男

神奈川県綾瀬市早川二千六百九十五番地十一 外計五十四者

（変更後） 株式会社ヴィ・ド・フランス 代表取締役 村上知義

東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 外計四十三者

#### ハ 変更年月日

平成二十九年八月一日

#### ニ 届出年月日

平成三十年一月十一日

#### 二 縦覧期間

平成三十年一月二十六日から平成三十年五月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成三十年一月二十六日から平成三十年五月二十六日まで

#### ロ 意見書提出先



## 告 示

### 埼玉県告示第五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

草加駅高架下店舗

埼玉県草加市氷川町千九百七十外

#### ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四六〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四六〇台

#### ハ 変更年月日

平成三十年九月十二日

#### ニ 届出年月日

平成三十年一月十一日

#### 二 縦覧期間

平成三十年一月二十六日から平成三十年五月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成三十年一月二十六日から平成三十年五月二十六日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西武本川越ステーションビル

埼玉県川越市新富町一丁目二十二番地外、二丁目三十四番地外

#### ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 七九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二一九台

#### ハ 変更年月日

平成三十年九月十二日

#### ニ 届出年月日

平成三十年一月十一日

### 二 縦覧期間

平成三十年一月二十六日から平成三十年五月二十六日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成三十年一月二十六日から平成三十年五月二十六日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



## 告 示

### 埼玉県告示第五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドイトプロ川越店

埼玉県川越市福田千十五番一外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 三千五十七平方メートル

（変更後） 二千八百九十二平方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前十時から午後八時（年間百八十日に限り午後九時）

（変更後） 午前零時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前九時三十分から午後八時三十分（年間百八十日に限り午後九

時三十分）

（変更後） 午前零時から翌午前零時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 七か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 六か所 位置 図面省略

#### ハ 変更年月日

平成三十年四月一日外

#### ニ 届出年月日

平成三十年一月十五日

#### 二 縦覧期間

平成三十年一月二十六日から平成三十年五月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年一月二十六日から平成三十年五月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第五十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
埼玉県比企郡小川町大字木呂子字栃谷九一九の一
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

# 告 示

## 埼玉県告示第六十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一七―一―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県鶴ヶ島市脚折五丁目一番一、二、三、四、五、六

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千四百六十九・五七立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第六十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一六―二七―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市下柳字田中千七百三十二番一 外 十一筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千七百四・一四立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第六十二号

杉戸町から幸手都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第一百三条第三項の規定により宮代町道仏土地区画整理組合から幸手都市計画事業道仏土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢狭山線
- 三 道路の区域



新	旧	旧新別
狭山市大字南入曾字堂ノ前原五 五三番一から同市大字南入曾字 堂ノ前原五五三番四地先まで		区 間
一三・〇〇〃 一一・六〇	一〇・四〇〃 一一・六〇	敷地の幅員 (メートル)
一一二・〇〇		延長 (メートル)
歩道整備事業によ る。		備 考

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

熊谷児玉線	路線名
深谷市針ヶ谷字新屋敷五六八番一地从先から 同市針ヶ谷字大竹五九一番二地先まで	供用開始の区間
平成三十年一月二十六日	供用開始の期日
平成二十三年三月二十九日付け埼玉県熊谷県土整備 事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用 開始である。 延長三九・四七メートル	備 考

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

針ヶ谷岡線	路線名
<p>深谷市針ヶ谷字中原八一四番二地先から 同市山河字宅地町五二二番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	供用開始の区間
平成三十年一月二十六日	供用開始の期日
<p>平成二十三年三月二十九日付け埼玉県熊谷県土整備 事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部 供用開始である。 延長一、一六四・一八メートル</p>	備考

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西金野井春日部線
- 三 道路の区域

新 A	旧 A	旧 新 別
	春日部市下柳字古川端八四四番四地先から 同市牛島字川中子九九五番一 地先まで	区 間
	一一・〇〇〇 三五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	六〇二・〇〇	延長 (メートル)
新幸松橋仮橋区間の解消	平成二十七年七月十七日 付け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第十五号で 告示した道路区域の一部 変更である。	備 考

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也



<p>路線名</p>	<p>西金野井春日部線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>春日部市下柳字古川端八四四番 四地先から 同市牛島字川中子九九五番一 地 先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年一月二十六日</p>
<p>備考</p>	<p>平成三十年一月二十六日付 け埼玉県越谷県土整備事務 所長告示第二号における道 路予定区域の一部供用開始 である。延長六〇二・〇〇 メートル</p>

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

#### 一 許可番号

平成二十九年四月十九日

指令川建セ第二八〇〇六七〇号

#### 二 検査済証番号

平成三十年一月二十三日

川建セ第二九〇〇四七号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字亀ノ甲塚六百五十七番六、六百五十八番三

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市富士見三丁目三番五百四号

金田 正

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年一月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

#### 一 許可番号

平成二十九年十二月十八日

指令越建セ第二九〇〇一七一号

#### 二 検査済証番号

平成三十年一月二十二日

越建セ第三四三一一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町和戸二丁目二百四十三番一、二百四十三番五、二百四十

三番六、二百四十三番七

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県吉川市栄町千四百十一番地十四

株式会社タムラハウジング 代表取締役 田村 文彦